



平成 27 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 不 二 越
代 表 者 名 取 締 役 社 長 本 間 博 夫
(コード番号 6474 東証一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 部 長
薄 田 賢 二
T E L 03-5568-5210

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 2 月 19 日開催予定の第 132 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第 25 条および第 34 条）。
- (2) さらに「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。）が平成 26 年 6 月 27 日に公布され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、改正会社法の施行日（平成 27 年 5 月 1 日予定）に、変更案第 25 条第 2 項および第 34 条第 2 項の一部を変更することとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (3) 取締役の責任免除の規定の新設（変更案第 25 条）および変更（附則第 1 条）につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日

平成 27 年 2 月 19 日

(2) 定款変更の効力発生日

① 取締役および監査役の責任免除に関する規定の新設

平成 27 年 2 月 19 日

② 取締役および監査役の責任免除に関する規定の変更

改正会社法施行日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p data-bbox="301 394 699 472">第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p data-bbox="225 1111 638 1144">第 25 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="301 1160 699 1193">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="225 1209 638 1288">第 28 条～第 32 条 (条文省略) (新 設)</p> <p data-bbox="225 1924 638 1957">第 33 条～第 38 条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="820 394 1276 472">第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p data-bbox="802 488 1356 763">第 25 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="887 779 1356 1099">2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="802 1115 1244 1149">第 26 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="879 1164 1276 1198">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="802 1214 1244 1292">第 29 条～第 33 条 (現行どおり) (<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p data-bbox="802 1308 1356 1583">第 34 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="887 1599 1356 1919">2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="802 1935 1244 1968">第 35 条～第 40 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------|--|
| <p>(新 設)</p> | <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 第 25 条第 2 項は、「<u>会社法の一部を改正する法律</u>」（平成 26 年法律第 90 号）の施行日に、次のとおり変更する。</p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第 2 条</u> 第 34 条第 2 項は、「<u>会社法の一部を改正する法律</u>」（平成 26 年法律第 90 号）の施行日に、次のとおり変更する。</p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第 3 条</u> 本附則は、<u>附則第 1 条および同第 2 条により第 25 条第 2 項および第 34 条第 2 項が変更された後、これを削除する。</u></p> |

以 上